

第1回苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会 会議録要旨

日 時 平成 23 年 7 月 13 日 午後 3 時～午後 4 時 30 分
場 所 市役所 7 階会議室
出席者 大槻委員・高橋委員・福原委員・北山委員・丹野委員・森岡委員・後藤委員
中田委員・安田委員・斉藤委員・沼山委員・横山委員・佐藤委員・林委員・
鈴木委員・平林委員
欠席者 無
事務局 飯田部長・棒手次長・三上課長・柳沢課長補佐・大宮係長
がざー 胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなす 岩森コーディネーター

1 開 会

2 委嘱状交付

3 部長挨拶

本市では、「ともに創るやさしい苫小牧」を基本理念に、苫小牧市障害者計画を策定し、さらに同計画で定める施策・事業のうち、生活支援および就労支援の各サービスの実施計画として、障害者自立支援法に基づく苫小牧障害福祉計画を策定しているところです。

国においては、現在、障害者基本法の改正法案が国会で審議中であることのほか、障害者総合福祉法（仮称）制定に向けての検討が行われているところですが、総合福祉法については、平成 24 年度に国会に法案を提出し、その翌年の平成 25 年 8 月までの施行を目指すこととされています。本市の苫小牧市障害者計画、苫小牧市第 2 期障害福祉計画については、計画期間が今年度いっぱい終了ということで、次年度以降の計画について、委員の皆様の豊かな経験に基づき、御意見を頂戴しながら、検討を進めていきたいと考えています。委員の皆様には、忌憚の無い御意見を賜りますようお願いしまして、ご挨拶とします。

4 委員の紹介

5 委員長・副委員長選出

委員長 森岡委員

副委員長 斉藤委員

6 議 事

- (1) 苫小牧市障害者計画及び第 2 期苫小牧市障害福祉計画について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他
- (4) 次回の予定

<障害福祉係長>

「苫小牧市障害者計画について」

障害者基本法に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画で、市の障害者福祉施策の基本となる計画。計画期間は、平成 19 年度から 23 年度までの 5

年間。基本方針は、「ともに創るやさしい苫小牧～自立を応援する福祉のまちづくり～」を基本理念に、「自己実現を応援するまちづくり」、「暮らし続けられるまちづくり」、「バリアフリーのまちづくり」の3つの基本方針で構成。

施策については、1つめの基本方針の「自己実現を応援するまちづくり」では、「教育・育成」、「就労支援」、「社会参加」の分野毎に、障がい児療育の充実や職業能力の開発・向上支援、まちづくり・地域活動への参加促進など、2つめの基本方針の「暮らし続けられるまちづくり」では、「保健・医療」、「生活支援」、「ケアマネジメント」の分野毎に、健康の維持・増進や在宅サービス等の充実、情報提供・相談体制の整備など、3つめの基本方針「バリアフリーのまちづくり」では、「心のバリアフリー」、「情報・コミュニケーションバリアフリー」、「生活環境のバリアフリー」の分野毎に、広報・交流活動の推進や情報バリアフリーの推進、住まい・まちづくりの推進などの施策を盛り込んでいます。

また、苫小牧市障害者計画についての進捗状況について、3つの基本方針にもとづく施策毎に、平成20年度から平成22年度までに実施した事業と今年度の平成23年度予定事業について掲載しています。

「第2期苫小牧市障害福祉計画について」

障害者自立支援法第88条に策定が義務付けされた計画であり、国の指針に沿って、障害福祉サービスの確保と提供基盤の整備、障がい者の就労支援の強化等に関する計画的な取組みを明らかにするための計画。

計画期間は、平成18～20年度までが第1期、平成21～23年度までが第2期の計画期間。

苫小牧市障害者計画の「生活支援」、「就労支援」の実施計画となるもので、第1期計画の実施状況を把握し、地域におけるニーズ等を踏まえ、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、サービス基盤整備への取組みを推進するため、「苫小牧市障害者計画」との整合性を図りながら、平成23年度を目標とした計画。

計画の背景については、全国的な傾向として、高齢化などによる障がい者数の増加や障がいの重度化が見込まれること、障がいのある方が自らの選択により適切にサービスを利用しながら地域で自立した生活を営み、就労意欲のある人が働くことのできる仕組みづくりが求められていること、ノーマライゼーション理念の実現に向け、障害者自立支援法が目指す障がい者の地域生活への移行を促進することが求められています。新サービスの体系として、「障害福祉サービス」は国の事業として実施し、「地域生活支援事業」は市町村が実施主体で国や北海道が補助する事業です。

計画の基本的な考え方について、基本理念を「やさしい苫小牧への確かな一歩、自立生活を支えるサービスの充実」とし、市民や事業者等と連携し、計画的に良質で多様なサービスの確保、提供に努めていくことを示しています。

基本方針として、障がいのある方の自己決定と自己選択の尊重、3障がいの制度の一元化への対応、サービス基盤の整備を基本として事業の推進に努めてまいります。新体系移行を終了する平成23年度の数値目標について、国の基本指針、北海道の目指す方向とともに北海道の調査推計に基づく市の目標数値を示しています。

計画の推進については、利用者の方々へ計画の周知を図ることや、計画を着実に進めていくため、点検評価を行い、必要な対策を実施していくこと、そして地域自立支援協議会などを通じ関係機関との連携を図りながら計画を進めてまいります。

また、計画策定においては、パブリックコメントの実施、福祉サービスの提供事業者や当事者や支援団体或いは関係機関で構成する地域自立支援協議会での協議、障がい者団体への説明を行った上で、まとめたものです。

苫小牧市第2期障害福祉計画についての進捗状況については、障害福祉サービス必要量の見込みで示すサービス見込量に対する各年度の実績値をまとめています。

最初に、障害福祉サービスについて、訪問系ですが、居宅介護、重度訪問介護は、概ね計画の数値、行動援護は支給決定数に対し利用実績も低くなっています。これは、計画の対象者が5、6名と少ないために正確な把握が困難ですが、提供事業所も2事業所しかないこと

から事業所における支援の方法などの理解を深めていく必要があるものと考えます。

重度障害者等包括支援については、市内に提供可能な事業所も無く、決定者も提供実績もない状況です。次に日中活動系ですが、生活介護は、利用者数は概ね計画どおりですが、稼動は計画値より少なくなっていますが、4月からの施設増に伴い見込量に近づいていくものと考えます。自立訓練の機能訓練については、H22の5月から支給決定者がいなくなったことによる見込量の減。自立訓練の生活訓練は、利用者数は概ね計画どおりですが、稼動は、半分程度。就労移行支援につきましては、H21よりもH22の実績が減で、就労移行支援の標準利用期間到来によるサービス利用終了が要因。就労継続A及びBは、利用者数は概ね計画どおりですが、利用実績で6～8割程度。療養介護につきましては実績がありません。

児童デイについては、利用者数は計画値に近づいているが、実績値はほぼ横ばい状況。

短期入所は、H21実績と比べH22は減。計画の9割程度の値となっております。

居住系ですが、GH・CH、施設入所支援については、H22の計画値に比べ、約8割前後。今後、旧法施設から新体系に移行することにより見込みに近づくものと考えます。

地域生活支援事業についてですが、「(1)相談支援事業」、「(2)コミュニケーション支援事業」については、計画どおり。「(3)日常生活用具給付事業」については、実績が計画値を若干下回っている状況。「(4)移動支援事業」については、概ね計画どおり。「(5)地域活動支援センター」については、計画を下回っているが、障害福祉サービスの就労継続支援Bへの移行によるもの。「(6)その他」日中一時支援事業及び移動入浴の利用者数はH21と比べ微増となっているものの、計画値に届かない状況。更生訓練費については、利用者数の減により計画を下回っています。

自動車運転免許及び改造補助については、横ばい状況となっています。

「次期計画の策定について」

苫小牧市障害者計画及び苫小牧市第2期障害福祉計画については、ともに今年度で計画期間が満了となり、次期計画の策定が必要ですが、障害者計画は、障害者基本法に基づいて市町村が作成するものですが、障害者基本法の一部改正案が国会に提出されており、改正後の法に基づいて、まずは政府が障害者基本計画を閣議決定し、政府の計画を基本として、道も計画を策定し、市も政府や道の計画を基本として策定することとなります。国の予定としては、次期障害者基本計画の策定目標時期が、H24年12月というような状況です。

一方、障害福祉計画については、障害者自立支援法に基づく計画で、全国一斉にスタートとなるもので、現在の第2期障害福祉計画の次期計画となる第3期計画は今年度中に策定することになります。策定に当たっての国の基本的な考え方については、ポイントとしては、第2期計画時における基本指針等に変更はなく、計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間で、同行援護などの自立支援法等の一部改正内容の反映や、平成25年8月までに実施を予定している障害者総合福祉法（仮称）に留意し、計画期間中に見直す可能性があるとのこと、また、策定プロセスとしては、障害者自立支援法の改正により自立支援協議会が法律上位置づけられたことを踏まえ、改正趣旨を考慮して自立支援協議会の意見を聞くことに努めるということが示されています。計画策定スケジュールとしては、国及び道の動きに併せて作業をしていかなければなりません、10月から翌年1月頃までに数値目標及びサービス見込み量の確定し、3月には計画を完成させるというスケジュールとなっています。

＜社会福祉課長＞

障害者計画は、障害者基本法で策定が義務付けられていて、その根拠法となる障害者基本法の一部改正案が国会に提出されており、改正後の法に基づいて、政府の計画を基本として、道計画策定、続いて市計画策定という流れとなりますが、国の予定としては、国が策定する次期障害者基本計画の策定の目標時期が、H24年12月というような状況です。現在の苫小牧市障害者計画は、平成19年度から平成23年度までを計画期間としているため、国が策定する次期障害者基本計画の決定時期となる平成24年12月までおよそ8ヶ月間の空白が生じることとなりますが、状況としては国も北海道も障害者計画を示せる段階ではない状況ですので、現在の苫小牧市障害者計画の計画期間を国や道の新たな障害者計画が策定される期間

まで延長することとしたいと考えています。

＜森岡委員長＞

第3期の国の基準が来年の12月に示されるとすると来年の4月から新しいものを行ったとしても、再度、国の示された決め事でやり直しをしないといけない。苫小牧市の策定している福祉計画等を重要視しながら、新しい制度にどう対応し、検討していくかということ、係長からの過去の資料の説明と課長からの今の趣旨を合わせ、皆さんから質問を承りたいと思います。新年度計画が国から示されるまで暫定的な期間を、出来るだけ充実したものにしていければと私は受け取っているのですが、その意味からも何かないでしょうか。

＜保健福祉部長＞

今日始めて来られた委員の方も居られると思いますので、今お渡した資料を次回までに読んでいただき、疑問点などがあれば、社会福祉課へお問い合わせいただければ、ご説明したいと思います。その上で、次回までに意見をいただくことでいかがでしょうか。

＜森岡委員長＞

是非、質問事項については、次の会議前に社会福祉課へ質問し理解を深め、次の会議では、より積極的な意見を出していただきたいと思います。今後のスケジュールを教えてください。

＜障害福祉係長＞

今回は、10月12日（水）に予定していますが、全体であと4回程度予定しています。

今後については、福祉計画の数値目標やサービス見込み量の中間報告やニーズ調査、パブリックコメントの実施などを議題として3回程度、残り1回で素案の確定を予定しています。

＜森岡委員長＞

会議の種目は終わりましたが、自由討議とします。何でもよろしいのでご意見をどうぞ。

＜斉藤委員＞

次に計画される国の施策は、自立・社会参加のためというのが大きな柱とのことですが、これは、前回の福祉計画でも自立支援法の段階から出されていることです。障がい者の自立とは何をもって自立というのか。国に個人で問い合わせることができないので、苫小牧の福祉課では、障がい者の自立という部分で、どのような考えを持っているのか教えてください。

＜社会福祉課長＞

私の個人的な考えですが、障がいのある者が健常者と同じことをするには限界があります。少なくとも自分の意思が尊重され、周りの人と一緒に生活できるような社会というのが求められていくものだと思います。

＜斉藤委員＞

実際にお子さんを持っている親の立場から見ると、障がい者の自立と各関係機関から見た自立、或いは福祉施設から見た自立とは、かなり違うと思います。その中で、身体の方で自己決定が可能な方は多くいますが、知的で区分認定が高い方は本当に難しいですね。では、何をもって自己決定かは国の施策に沿う。例えば、入所していた人がグループホームやケアホームに出たことで、自己決定とみなして地域で生活することが地域を出たということになる。あるいは重度の方が、本来ではもっと入所が適切であったにも関わらず、入所枠が少ないためにケアホームという形で出なければならない。その自己決定は誰がしたらいいのか。保護者なのか支援者なのか。もともと自立支援法が出来たとき、福祉部門では施設の解体でした。グループホームやケアホームが出来ることが社会参加だとか、地域への進出だと大きくうたわれましたが、それが社会参加だと国が言ったとしても、困ったと思っている親はたくさんいます。これは国が決めたことですので、苫小牧市としては私たちがとても小さな部分で望んでいる要望が出たときに、あと2年間、大丈夫だと言っていた方向などを示していただければ、親としてはとても助かるので教えていただきたい。

＜保健福祉部長＞

直接自立とは関係ないかもしれませんが、先日、駒澤大学で福祉の話をしてきました。今年「みんなでふくし大作戦！」という市長公約もあって、福祉とは何かというものを改めて考えてみたのですが、福祉とは受け止める人によって、かなり違う。辞書で引くと幸せを求

めるものという解釈での「ウェルフェア」というのがありますが、同じ外国でも例えばアメリカでは、「オンウェルフェア」というのは生活保護を受ける、ヨーロッパでは社会全体で守っていくのが基本だということが書かれていました。私が学生達に話したことは、自分自身で出来ること、公共の場で出来ること、近所の人と出来ること、自助・共助・公助の助け合いの精神を持たないと地域で暮らすことが難しいということを行いました。障がい者の自立というのは、暮らしやすい所やそうでない所があると思いますが、その中で解決策を探し、地域で支えあう仕組みをみんなで作っていくことが、我々の役割ではないかと私は思っています。

<森岡委員長>

何か他にありませんでしょうか。

<福原委員>

障がい者の自立とは、知的・精神・身体であろうと、人として汗を流して健康で、与えられた人生を有意義に、生きがいを感じて生きることが、幸せだと思いますし、11月に講演する日本理化学工業の大山会長さんの本にも書いてありました。

会社に勤めて、褒められたり、役に立ったり、そういうことが自尊心というか、生きがいを感じられるすばらしいことになっていくのではないかと。企業側から言うと、税金をつぎ込んだ授産施設で、一般就労が出来るかもしれないが、まだ施設から独立も自立もさせず、施設の中で、仲良く楽しく福祉的就労をしている方も多々あると思います。福祉的就労を重点的に自立支援法ができ、民間企業が障がい者を雇用して自立の応援をしても、その障がい者が路頭に迷った時には、やはり授産施設だと思うのです。50年過ぎた今でも、障がい者の雇用率は50%を達成されず、北海道の知的障がい者の75%は56人以下の雇用義務のない企業で一般就労をしているのです。

本来であれば、障がい者も納税者になってもらう趣旨で、自立支援法が出来たのではないかと理解しています。去年の7月1日から納付金の対象を301人から201人にして、平成27年の4月1日から201人から101人に納付金の対象を広げることにより、障がい者を雇わないと罰金を取る制度が、今動いているわけです。職親会としては4万円分、障がい者を雇って仕事をさせてくれれば良いと、企業に働きかけや、声掛けをしているつもりです。僕は自立というのは、障害年金をもらい、自立できる位の収入を毎月得られるような応援が出来ればと個人的には思っています。

<斉藤委員>

一般就労している障がいの方は、いわゆる知的障がいを含めて本当に一握りです。

それから、福祉的就労している方達が、朝早くから精一杯、汗水かいて働いても、賃金は時給10円か20円という感じです。私どもの今78名いらっしゃる利用者さんの半分は、一般就労からの離脱者です。一般就労が悪いことではもちろんありません。しかし残念な事に一握りの人数もいません。ほとんど福祉的就労に行かざるを得ないのです。

一般就労は大事なことですし、私はむしろ雇用の継続を望んでいます。2年か3年でリタイアするのではなくて、企業さんには福祉的就労に戻らない形で継続させて欲しいと思っています。福祉的就労の方がものすごく人数が多いですが、その方たちは、ものすごく汗水流して働いておりますので、その部分をご理解ください。

<福原委員>

ハローワークさんの話を聞いても、去年北海道で2400人が、新規就労出来たのですが40%くらいの方が継続就労出来なかったという話がありました。

<高橋委員>

その4割ってというのは、全国精神障がい者の方ということで、誰の支援も受けられない中で働いた方は、一ヶ月位の間で4割近くの方が離職されてしまったのです。ですから、定着が大事だということですね。

<福原委員>

そこで、できるだけ同じ会社に定着し、もっとジョブコーチを増やし、早く戦力になる支

援をお願いしたいという話ですが、ハローワークで新しい制度を作っていますが、多くの方たちで情報交換、意見交換をして何が足りないのか、どうしたらいいのか、限られた税金をどう有効に使うのか、こういう会合等を中心として前進していければ良いと思います。

<齊藤委員>

この内容に関しては、沼山さんがすごく詳しいと思います。

<森岡委員長>

積極的な発言が出て進んできましたが、今沼山さんから一言発言いただいて、この会を閉じたいと思います。

<沼山委員>

自立という部分が、ポイントとして出てきたのですが、私は福祉の中での自立という事は馴染まないという気がします。就労支援、地域生活支援が自立という概念を押しつけると、やはりそれぞれの状態がありますので、社会生活の中で成熟されていない中ではご本人さんが大変な状況になると思います。以前、福祉業界のなかでも、指導や訓練、目標を立てて行っていた時代もありましたが、やはり今は、サービスという中で、生活または日中活動を支えていくような視点になってきていると思います。

ですから、苫小牧での計画づくりの中でも、様々な障がいがありますので、我々が出来るサポートの中で取り組んでいければと感じておりました。障害者基本法改正や自立支援法廃止後の新計画施行といった非常に難しい判断にせまられる状況もあると思います。

現障害者計画を延長した形であった場合、支障が出る可能性があるものや早急に見直しが必要なことなど、予測出来るようでしたらお願いしたいと思いました。

<森岡委員長>

活発なご意見を頂きましたが、時間が来ましたので今日は終わりにしたいと思います。

私の意見としては、二つの対立がありまして、片方は自立というのは自分で稼いで自分で食べていくという事、それに対し色々な形で、公的な機関を含めて一般企業がより受入れ体勢や支援を積極的にするという角度の考え方です。

それから、齊藤委員からのご意見のそういった障がいを受け止めるというような考え、例えば北山さんを代表するような自閉症親の会、更に障がいの重い方々ご自身とご家族の方を含めて、本当に障がいの重い人の自立ということをどうとらえるのか、新しい支援法は、そういう方々にどういった支援をしていくのかなど、今の支援法で足りない部分を積極的な意見を頂きたいと思います。次回も色々な意見を交わしていただいて、ご意見を出していただければ幸いです。時間ですので、今日は終わりにしたいと思います。

<障害福祉係長>

今回は、10月12日（水）市役所本庁舎7階会議室 場所は、本日と同じ市役所7階会議室で予定しております。詳細は近くなりましたらお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

7 閉 会